

第41期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

- 連結計算書類

「連結注記表」

- 計算書類

「個別注記表」

第41期（2025年4月1日～2026年3月31日）

nms ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

(1) 名称 Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2025年6月27日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人	有限責任 あずさ監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	92,000千円	－千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	92,000千円	151,405千円 (注3、4)

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社であるTKR Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd.、TKR Hong Kong Limited、中宝華南電子(東莞)有限公司、中宝華南電子(佛山)有限公司、Power Supply Technology (Hong Kong) Co., Limited、TKR Manufacturing Vietnam Co., Ltd.、TKR USA, Inc.、TKR de México S.A. de C.V.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているForvis Mazarsの監査を受けております。
3. 金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬130,000千円が含まれております。
4. 監査業務引継ぎに係る報酬2,500千円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人に対する報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人であるForvis Mazars Japan 有限責任監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりです。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制」を整備するための基本方針を定める。

当社は、本基本方針のもと整備される体制の下で会社業務の適法性、効率性の一層の向上を図るとともにリスクへの対応力を高め、構築される体制について社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、一層の充実を図っていくこととする。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「経営理念」に基づき、グローバル社会の一員としてコンプライアンスを全ての事業活動の基本とし、当社グループの取締役、社員（以下、役職員という）の行動指針として「nmsホールディングスグループ行動規範」を定め、当社グループの役職員が経営理念、行動規範に則り、事業活動のあらゆる場面においてコンプライアンスを最優先とすることを社内会議、社員教育ほか、さまざまな場面において、周知徹底・浸透させる。
- ② 当社は、監査等委員会設置会社を採用し、独立社外取締役が委員の過半数を占める監査等委員会が取締役の職務の執行及び取締役会の決議の適法性、妥当性の監査・監督を行う。
- ③ 当社は、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬の決定にあたっての透明性・客観性の向上を図るものとする。
- ④ 当社は、取締役の中から、当社グループのコンプライアンス推進に関する責任者を定め、これにあたらせるほかコンプライアンスの観点から当社グループの事業活動を監査するための組織として、代表取締役直属の組織として内部監査室を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス状況を逐次監査する仕組みを構築する。加えて公益通報者保護法に準拠した「内部通報規程」を定め、役職員の不正を事前に発見するための体制を整えるとともに、是正等の対応を的確に行う。
- ⑤ 当社は、グループ全体におけるコンプライアンスの課題の洗い出しや全体整備も行うコンプライアンス部門を設置する。
- ⑥ 当社は、グループ役員及び幹部人材層に対し、有識者による倫理・人権・コンプライアンス研修を実施する。

- ⑦ 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関わりを持たない。反社会的勢力との関係遮断にかかる社内体制を整えるとともに社内規程を制定し、反社会的勢力からの不当要求に対しては断固として毅然たる態度で臨むものとする。
- ⑧ 当社は、接待交際費について、事前申請ルールを明文化・図式化してわかりやすいものとするとともに、審査者や決裁者が自己承認とならないよう牽制を利かせることができる仕組みをつくる。
- ⑨ 当社は、グループ横断での内部通報窓口を設置し、定期的にグループ内に周知する。また、外部通報窓口及び一定の独立性をもった調査等対応部門を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保管・管理について定める規程を制定し、法令及び社内諸規程に準拠して適正に保管、管理を行うとともに、取締役、監査等委員会等から要請があった場合に備え、適時閲覧が可能な状態を保持する。
- ② 「情報セキュリティポリシー」を制定し、電磁的な情報環境における情報管理のあるべき姿を明確に定め、役職員に対して情報管理の行動指針として提示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、会社におけるリスクが保有経営資源の滅失であると捉え、人、モノ、金、情報に対する損失を最小限に留める体制を構築する。特に各種情報に関わるレピュテーションリスクは、他の経営資源の損失に対しても多大な影響を及ぼすものとの認識から、一層厳格な管理を実施する。
- ② 当社グループにおけるリスク管理を担う部門を定め、重要な損失につながる可能性のあるリスク情報を集約し、リスクに対し適切かつ迅速な対応を行う。
- ③ 各種業務におけるリスクを軽減すべく業務の標準化を担保するために基本規程を制定し、これを随時見直し、適宜整備する。
- ④ 定款・規程に準拠し業務が適正に遂行されているかについて、内部監査室の監査活動を通じてモニタリングすることでリスク発生の未然防止を図るとともに、内部監査担当は、内部監査活動を通じて把握したリスク情報を定期的に代表取締役及び監査等委員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催することで法令にて要請される事項、会社が意思決定すべき重要事項を遺漏なく決議するとともに、経営上の意思決定及び監査等委員以外の取締役の業務執行状況の監督等を行う。定時取締役会は、年度毎に1年間の開催スケジュールを事前に定め、全取締役が全ての取締役会に出席できるようにする。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を制定し、事業セグメントごとに子会社、関係会社を管理する者を選任し、さらにこれら管理者を統括する統括責任者を当社の取締役の中から選任し、子会社、関係会社を適正に管理するために経営方針、戦略等を周知徹底するとともに子会社、関係会社の業績の向上、事業の成長に努めることをその役割としその任務にあたらせる。また、当社の取締役は、主要な子会社の取締役や監査役に1名以上が就任し、各会社の取締役会、経営会議に出席する体制とし、企業グループ全体としての業務の適正を確保する。
- ② 当社を含めた当社グループ各社に対し、定期、臨時に内部監査室が監査活動を行なうとともに、経理、財務、経営管理、総務、人事、情報システムといった業務毎に当社の各主管部門が業務の適正性を日常業務の中でチェックする体制をとる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ① 監査の実効性を高め、かつ監査等委員会の職務遂行を効率的に行なうため、監査等委員会は、社員に、監査業務に必要な補助を依頼することができ、会社は監査等委員会の意向を尊重して、適切な知識・能力を有するものをこれに当たらせる。
- ② 当該社員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、他の業務に優先してこれを遂行する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の補助を行う社員の異動、人事考課、給与、褒賞及び懲戒については、あらかじめ監査等委員会（監査等委員会が特定の監査等委員を指名した場合には、当該監査等委員）の同意を得て行なうこととする。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会へ情報提供した使用人に不利益な取扱いをしないようにするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 役職員は、監査等委員会または監査等委員が指名した監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、また、当社グループの業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について、迅速かつ適切に監査等委員会または監査等委員が指名した監査等委員に報告を行うものとする。
- ② 監査等委員は、当社の取締役会以外にも、重要な議事事項の含まれる会議（子会社における会議を含む）へ出席し、適宜、役職員から説明・報告を受けることができるものとする。
- ③ 当社は、監査等委員会または監査等委員が指名した監査等委員に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止する。また、「内部通報規程」においても、内部通報システム等を通じて報告した者に対し、いかなる不利益も行わないことを定め、適切に運用することとする。
- ④ 管理管掌取締役は、内部通報制度の運用状況について、定期的に監査等委員会に報告を行うものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理等の請求をしたときは、発生時期の事前、事後に関わらず、一定の手続きに従い、適時適切に会社の負担において処理するものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、業務執行に関する文書を閲覧し、役職員に説明を求めることができるほか、必要に応じ、当社グループの各拠点（海外及び国内子会社の事業所、工場等）に対して往査を実施することができる。また、会計監査人、内部監査室と連携を密に取り、相互の監査品質向上に繋がる有効な情報交換を適宜実施する。特に四半期決算、年度決算においては、会計監査人、内部監査室との意見交換会を開催し、会社の業務執行状況、計算書類等に対して相互意見交換を経てより適切に状況把握することとする。なお、監査等委員会は、調査の実施や、内部監査計画の策定その他に関して必要かつ具体的な指示を行う等、内部監査部門に対する指示を行うことができるものとする。
- ② 代表取締役は、監査等委員会または監査等委員が指名した監査等委員と定期的に意見交換会を開催し、経営方針、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻く重大なリスク、監査等委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行うものとする。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、1に記載した内部統制システムを整備していますが、その運用状況の概要は以下のとおりです。なお、以下に述べる運用状況は、第41期事業年度におけるものです。

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループは、役職員に対し、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを継続的に発信するとともに、インサイダー取引防止、情報セキュリティ、ハラスメント対策等、法令の遵守に関する社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

また、社内規程については定期的に見直しを行い、社内イントラネットへの掲示等を通じて周知徹底を図りました。なお、当連結会計年度においては、経費の不適切な使用の防止に向けて、「経費利用に関するガイドライン」「社費使用規程」及び「社費使用要領」を制定し、倫理的かつ責任ある事業活動の推進に向けた体制整備を進めました。

さらに、グループ横断的な連携を強化するため、各社のコンプライアンス担当者によるグループコンプライアンスミーティングを立ち上げ、定期的を開催しました。当該ミーティングにおいては、各社における取組状況、留意事項及び共有事項等について協議を行い、グループ内の認識共有とコンプライアンス意識の向上を図りました。

(2) 業務の執行の効率性確保・リスク管理に関する取組みの状況

当社は、当社グループを取り巻く環境に対応するため、組織体制の適時適切な見直しを行っております。また、持株会社として果たすべき役割及び機能を踏まえ、各種施策を企画・実行しており、特に、事業基盤の強化に向けた取組みを重点的に推進しております。

さらに、子会社においては当社法務部門との連携による契約審査機能の強化を図るとともに、緊急事態発生時の報告体制について、報告ルート等を整備しております。また、業績等のモニタリングとあわせリスク情報を当社に集約する体制を構築し、リスクの早期把握及び適切な対応に努めております。

当連結会計年度においては、グループ役職員に対するコンプライアンス研修を実施するとともに、グループ各社間の横断的な連携強化を目的としてグループ経営戦略会議を開催しました。また、接待交際費をはじめとする各種規程・規則及び運用プロセスの見直しを行いました。

(3) グループ管理に対する取組みの状況

当社は、関係会社管理規程に基づき、当社コーポレート本部において子会社の経営管理体制を整備・統括しております。また、重要事項については当社取締役会に上程することにより、グループ全体のガバナンスの維持・強化を図っております。さらに、当社から各子会社に取締役等を派遣し、業務執行の適正性の確保を図るとともに、経営会議等の重要会議への出席または傍聴を通じて情報収集を行い、事業状況及びリスクの早期把握に努めております。

当連結会計年度においては、事業・戦略・財務・人材に係る執行責任者を明確化し、施策の実行力を強化するため、CxO体制の整備を進めました。また、各子会社の重要情報を当社が適時に把握する体制を強化するため、主要子会社の役員体制の見直しを行いました。さらに、グループ全体の事業基盤強化に向けて、投資判断及び投資後のモニタリングが重要であることに鑑み、投資ガバナンスの強化を目的として投資委員会を設置しました。

(4) 内部監査の実施の状況

内部監査室は、年度計画に基づき、内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を計画的に実施しました。財務報告に係る内部統制の評価結果については取締役会に報告し、内部監査の結果については、代表取締役社長、監査等委員である取締役に加え、管理管掌取締役及び監査対象会社を統括管理する事業担当取締役等に報告しました。当連結会計年度の内部監査においては、テーマ監査として、電子帳簿保存法に係る定期検査に加え、前事業年度において発覚した元社長の経費の私的流用等に関する事案を踏まえ、当社及び連結子会社における経費処理全般に関する再発防止策の実施状況の検証を行いました。また、実施した内部監査についてはフォローアップ監査等により改善状況の確認を行いました。

(5) 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関わりを持たないことを基本方針として明確にし、「反社会的勢力による被害防止のための社内体制及び対応細則」を定め、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、断固として毅然たる態度で対応することとしています。

また、当連結会計年度においては、新たに外部ベンダーツールを導入し、当社グループ各社が新規取引先と契約を締結する際には、反社会的勢力への該当の有無を確認するとともに、契約書への反社会的勢力排除条項の記載を必須としました。加えて、既存取引先に対しても年次チェックを実施し、反社会的勢力との関係がないことを継続的に確認する体制を整備しました。

(6) 特別調査委員会の調査結果を受けた対応の状況

当社は、前事業年度に発覚した元社長の経費の私的流用等に関する事案、ならびに、当事業年度に発覚した当社連結子会社において過去の取引により損失が発生し、過年度において費用処理されていなかった事案について、各特別調査委員会の調査報告書の提言を踏まえ、具体的な再発防止策を策定し、その実行を進めました。また、法令遵守及びリスク管理体制をはじめとする内部統制環境の強化に取り組みました。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 25社

(主要な連結子会社名)

日本マニファクチャリングサービス株式会社
株式会社志摩電子工業
SHIMA Electronic Industry (Malaysia) Sdn. Bhd.
株式会社 T K R
TKR Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd.
TKR Precision (Malaysia) Sdn. Bhd.
TKR Hong Kong Limited
中宝華南電子(東莞)有限公司
TKR Manufacturing Vietnam Co., Ltd.
中宝華南電子(佛山)有限公司
TKR USA, Inc.
TKR de México S.A. de C.V.
パワーサプライテクノロジー株式会社
中基縦合(上海)人力資源服務有限公司
北京日華材創国際技術服務有限公司
nms Vietnam Co., Ltd.
nmsエンジニアリング株式会社
PT.NMS CONSULTING INDONESIA
Power Supply Technology (Hong Kong) Co., Limited
Power Supply Technology (Thailand) Co., Ltd.

② 非連結子会社の名称等

(主要な非連結子会社名)

無錫市濱湖人力資源服務有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に与える影響が軽微であるため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

③ 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

(主要な非連結子会社名)

無錫市濱湖人力資源服務有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

日本マニファクチャリングサービス株式会社、株式会社日本技能教育機構、nms エンジニアリング株式会社、株式会社TKR、株式会社志摩電子工業及びパワーサプライテクノロジー株式会社を除く連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在の計算書類を採用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

(イ) 製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ハ) 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。なお、在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、IFRSまたは米国会計基準を適用している在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」及びASC第842号「リース」を適用しております。これにより、借手のリース取引については、原則としてすべてのリースについて資産及び負債の認識をしており、資産に計上された使用権資産の減価償却方法は定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

連結子会社は、従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 特別調査等関連損失引当金

過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正を行うため、今後発生が見込まれる調査費用及び追加の監査費用について、個別に発生可能性を勘案し、合理的に見積もられる金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、一部の在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、原則法を採用しており、数理計算上の差異については、発生した連結会計年度において費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループにおいては、H S 事業・E M S 事業・P S 事業を行っております。

H S 事業においては、製造派遣事業と製造請負事業を行っており、製造派遣事業の履行義務は、契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり、労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額につき、収益を計上しております。また、製造請負事業については、請負契約に基づき役務の提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

E M S 事業及びP S 事業における製品の販売等について、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、原則として、製品を顧客に引き渡した時点において、収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間に重要な相違がないことから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷した時点において収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

連結子会社の固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

TKR USA, Inc.及びTKR de México S.A. de C.V.の固定資産 1,327,445千円

E M S 事業に属し北米で事業を展開するTKR USA, Inc.及びTKR de México S.A. de C.V.の固定資産の帳簿価額については、当事業年度において営業損失が計上されたことから、減損の兆候の有無について検討を行いました。検討の結果、前事業年度は営業利益を計上しており、翌事業年度以降についても継続して営業利益の計上が見込まれること、また経営環境の著しい悪化は見込まれないことから、減損の兆候はないと判断しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、事業用資産について営業拠点及び製造拠点を単位としてグルーピングを行っています。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、中期事業計画を基礎として見積っており、当該中期事業計画の作成にあたっては、主に新規顧客の獲得や既存顧客からの受注拡大等を前提として作成しており、その予測には高い不確実性を伴うため、今後の事態の進展によっては見積りが実績と乖離する可能性があり、結果として減損の認識の要否に関する判断に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

当社は、当連結会計年度において発覚した過年度の不適切な会計処理を訂正しております。また、重要性の観点から訂正を行っていなかった誤謬も併せて訂正しております。

当該不適切な会計処理及び誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は718,849千円減少しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,694,259千円
- (2) 当社グループは事業拡大に伴う増加運転資金を賄うために取引銀行16行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------|--------------|
| 当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額 | 18,491,140千円 |
| 借入実行残高 | 13,248,609千円 |
| 差引額 | 5,242,530千円 |
- なお、上記コミットメントライン契約には、連結損益計算書における一定水準の利益維持の確保を内容とする、財務制限条項が付されております。

- (3) 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	516,580千円
土地	326,886千円
計	843,466千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	86,250千円
長期借入金	115,000千円
計	201,250千円

6. 連結損益計算書に関する注記

特別調査等関連損失及び特別調査等関連損失引当金繰入額

当社は、2026年3月19日付「2026年3月期連結会計年度における特別損失の計上、通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社連結子会社において過去の取引により損失が発生し、過年度において費用処理がされていなかった事案（以下、「本件事案」といいます）について、本件事案に係る事実関係の調査、類似事案の有無の確認、原因究明及び再発防止策の検討等を目的として、特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。本件事案の調査及び追加の監査手続き等に係る一連の損失について、特別調査等関連損失に93,655千円及び特別調査等関連損失引当金繰入額に165,025千円それぞれ計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	21,611,000株	－株	－株	21,611,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	2,410,259株	－株	－株	2,410,259株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	268,810	14	2025年3月31日	2025年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	57,602	利益剰余金	3	2026年3月31日	2026年6月30日

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、自社の適正資金水準を明確にし、資金使途を運転資金、設備資金に区分けした上でその資金使途に合わせた資金調達を実施しております。また余剰資金に関しては、職務権限規程に準拠して、リスクの少ない方法にて運用することを基本スタンスとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先の信用調査、取引先別の与信管理及び残高管理を行うことにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクがありますが、主に業務上の関係を有する株式等であり、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。また、その一部には原材料等の購入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金を持つことや、為替予約を結ぶことにより、このリスクを軽減させております。

借入金の使途は主に当社及び連結子会社における運転資金、設備投資資金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、社内規程に従い、営業債権について、事業部門及び管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに与信額の設定及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念先の早期把握を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払い期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理については、当社の資金繰り計画及び連結子会社からの報告に基づき、当社の財務部門が内容の精査を行い、手元流動性を一定水準に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差 額
①投資有価証券 その他有価証券	22,056	22,056	-
②長期借入金	(3,212,945)	(3,212,945)	-
③リース債務	(1,427,138)	(1,424,373)	△2,765

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	237
関係会社出資金	65,940
その他（関係会社株式等）	40

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,988,407	-	-	-
受取手形	22,754	-	-	-
売掛金	11,634,883	-	-	-

4. 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びリース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,266,992	630,953	240,000	75,000	－	－
リース債務	543,120	441,803	249,841	110,388	81,985	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	22,056	－	－	22,056
資産計	22,056	－	－	22,056

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	3,212,945	－	3,212,945
リース債務	－	1,424,373	－	1,424,373
負債計	－	4,637,318	－	4,637,318

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。(長期借入金の数値には、1年以内返済予定の長期借入金を含めて記載しております)

リース債務

リース債務につきましては、元利金額の合計額を契約利率等によって割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	262円50銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円07銭

11. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	HS事業	EMS事業	PS事業	合計	調整額	連結損益計算書計上額
日本	18,425,727	3,934,293	3,772,968	26,132,988	-	26,132,988
中国	2,557,613	6,445,155	11,849,267	20,852,037	-	20,852,037
マレーシア	-	10,797,418	356,219	11,153,638	-	11,153,638
その他	4,301,799	11,981,948	1,238,215	17,521,963	-	17,521,963
顧客との契約から生じる収益	25,285,140	33,158,815	17,216,671	75,660,628	-	75,660,628
外部顧客への売上高	25,285,140	33,158,815	17,216,671	75,660,628	-	75,660,628

(注) 1. その他の区分に属する国の内訳は、ベトナム、米国、タイ、ラオス、インドネシアであります。

2. 当社は、2025年3月21日開催の取締役会において、2025年4月1日付にて、当社の完全子会社である株式会社志摩電子工業の株式を当社の完全子会社であるパワーサプライテクノロジー株式会社へ譲渡することを決議いたしました。これに伴い、当連結会計年度より、EMS事業に区分しておりました、株式会社志摩電子工業ならびに、その子会社であるSHIMA Electronic Industry (Malaysia) Sdn. Bhd.を、PS事業に変更しております。パワーサプライテクノロジー株式会社は、株式会社志摩電子工業が持つ、国内の生産工場を同社が事業主体となるPS事業の生産拠点とすることで、両社のシナジー創出による持続的な事業成長を実現させる考えです。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	11,712,440
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	11,657,638
契約資産 (期首残高)	150,821
契約資産 (期末残高)	145,315
契約負債 (期首残高)	87,568
契約負債 (期末残高)	52,143

契約資産は、主にHS事業における製造派遣及び製造請負契約において、期末日時時点で未請求の役務に係る対価に対する権利であり、契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、製品の引き渡し前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、

62,746千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 重要な後発事象に関する注記

(構造改革の実施について)

当社は、2026年5月22日開催の当社取締役会において、株式会社TKRの海外子会社において構造改革を実施することについて決議いたしました。詳細につきましては、2026年5月22日付で公表いたしました「連結子会社における構造改革の実施及び特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照ください。

(株式会社ワールドホールディングスによる当社株式に対する公開買付けについて)

当社は、2026年5月29日開催の当社取締役会において、当社のその他の関係会社である株式会社ワールドホールディングス（以下「公開買付者」といいます）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます）に関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、ならびに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細につきましては、2026年5月29日付で公表いたしました「その他の関係会社である株式会社ワールドホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」をご参照ください。

(本連結計算書類中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております)

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

・ その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

特別調査等関連損失引当金

過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正を行うため、今後発生が見込まれる調査費用及び追加の監査費用について、個別に発生可能性を勘案し、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの配当金、経営管理料及び業務委託料となります。経営管理料及び業務委託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際に提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下の通とおります。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,794,540千円

上記には、株式会社TKRIに対する投資807,120千円が含まれております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

非上場の関係会社に対する投資等については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損の認識が必要となります。

株式会社TKRへの投資評価に当たっては、前事業年度末において同社の実質価額が著しく低下しており、かつ実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないと判断したため、関係会社株式評価損を計上しております。

翌事業年度以降においても、関係会社の業績が事業計画を大幅に下回った場合等、減損処理を行う必要がある場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	50,180千円
(2) 保証債務	
以下の関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。	
TKR Hong Kong Limited	1,901,122千円
パワーサプライテクノロジー株式会社	201,250千円
中宝華南電子(東莞)有限公司	31,353千円
nms (Thailand) Co., Ltd.	72,900千円
TKR Manufacturing Vietnam Co., Ltd.	115,747千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	6,951,528千円
長期金銭債権	10,057,122千円
短期金銭債務	1,122,548千円
長期金銭債務	28,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	627,403千円
営業取引以外の取引高	437,307千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,410,259株	一株	一株	2,410,259株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
減価償却費	414
株式報酬費用	3,048
特別調査等関連損失引当金	65,348
税務上の繰越欠損金	266,032
その他	1,417
繰延税金資産小計	336,261
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△266,032
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△70,229
評価性引当額小計	△336,261
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	日本マニファクチャリングサービス株式会社	(所有) 直接 100.00%	役員の兼任 経営指導 業務委託契約 資金の援助 配当金の受取	経営指導料等の受取	4,800	売掛金	256
				債務の支払(注)1	2,886,987	買掛金	87,785
				資金の貸付(注)2	27,433,054	未払金	50,060
				資金の回収	27,533,054	関係会社 短期貸付金	1,869,477
				利息の受取	54,147	未収入金	9
				配当金の受取	410,003	-	-
子会社	nmsエンジニアリング株式会社	(所有) 間接 100.00%	資金の借入	資金の借入(注)2	600,000	関係会社 短期借入金	150,000
				資金の返済	616,000	関係会社 一年内返済予定 長期借入金	16,000
				利息の支払	1,236	関係会社 長期借入金	28,000
				経営指導料等の受取	3,000	-	-
				資金の貸付(注)2	350,000	関係会社 短期貸付金	350,000
子会社	株式会社志摩電子工業	(所有) 直接 100.00%	役員の兼任 経営指導 資金の援助	資金の回収	450,000	-	-
				経営指導料等の受取	4,800	売掛金	440
子会社	株式会社TKR	(所有) 直接 100.00%	役員の兼任 経営指導 資金の援助	資金の貸付(注)2	30,810,364	関係会社 短期貸付金	2,782,616
				資金の回収	30,257,944	関係会社 長期貸付金	10,057,122
				利息の受取	263,002	-	-
				-	-	関係会社 短期借入金	639,520
子会社	TKR Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd.	(所有) 間接 99.6%	資金の借入	利息の支払	45,533	-	-
				債務の保証(注)3	1,901,122	-	-
子会社	TKR Hong Kong Limited	(所有) 間接 100.00%	役員の兼任 債務の保証	保証料の受取(注)3	10,213	未収入金	2,568

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	パワーサプライ テクノロジー株式会社	(所有) 直接 100.00%	役員の兼任 経営指導 資金の援助 債務の保証 配当金の受取	経営指導料等 の受取	4,800	売掛金	440
				債務の支払	94	未払金	78
				資金の貸付 (注) 2	14,480,000	関係会社 短期貸付金	1,910,000
				資金の回収	14,430,000		
				利息の受取	50,206	流動資産その他	21,000
				債務の保証 (注) 3	201,250	未収入金	275
				保証料の受取 (注) 3	1,317	-	-
				配当金の受取	200,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社に対して製造請負業務を委託しており、取引条件については、市場価格等を勘案の上、業務請負基本契約書を締結し決定しております。
2. 貸付金及び借入金の金利は、市場金利を勘案し決定しております。
3. 金融機関からの借入債務等につき債務保証を行っており、保証料を受領しております。

- (2) 役員及び個人株主等
該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 56円63銭
- (2) 1株当たり当期純損失 18円87銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(本計算書類中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております)